

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（契約書の作成を省略できる場合） 第185条 次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払（外国送金手数料を除く。）、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。 (1) ～ (6) (略) (7) 前各号に定めるもののほか、<u>200万円</u>未満の指名競争契約又は随意契約をするとき。 2 (略) （随意契約のできる額） 第215条 地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 1 号の規定により、随意契約のできる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>400万円</u> (2) 財産の買入れ <u>300万円</u> (3) 物件の借入れ <u>150万円</u> (4) 財産の売払い <u>100万円</u> (5) 物件の貸付け <u>50万円</u> (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>200万円</u> （見積書の徴収） 第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約をしようとする場合及び経	（契約書の作成を省略できる場合） 第185条 次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。ただし、次年度以降において支出が予定される場合及び概算払（外国送金手数料を除く。）、前金払又は部分払の特約をする場合は、この限りでない。 (1) ～ (6) (略) (7) 前各号に定めるもののほか、<u>100万円</u>未満の指名競争契約又は随意契約をするとき。 2 (略) （随意契約のできる額） 第215条 地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 1 号の規定により、随意契約のできる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>250万円</u> (2) 財産の買入れ <u>160万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 物件の貸付け <u>30万円</u> (6) 前各号に掲げるものの以外のもの <u>100万円</u> （見積書の徴収） 第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約をしようとする場合及び経

費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件<u>200万円</u>以上のものを除く。)については、この限りでない。 2 (略) (契約書等の作成) 第221条 建設工事の請負契約は、建設工事請負契約書によらなければならない。 2 第184条第1項及び第185条第1項ただし書の規定にかかわらず、建設工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象工事を除く。)の請負金額が<u>200万円</u>未満のときは、契約者の工事請負請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件<u>100万円</u>以上のものを除く。)については、この限りでない。 2 (略) (契約書等の作成) 第221条 建設工事の請負契約は、建設工事請負契約書によらなければならない。 2 第184条第1項及び第185条第1項ただし書の規定にかかわらず、建設工事(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象工事を除く。)の請負金額が<u>100万円</u>未満のときは、契約者の工事請負請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。 3 (略) 4 (略) 5 (略)
--	--

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

